

1. 「Bank Pay取引規定」新旧対比表 ※変更箇所は下線部分

現行	改定後
<p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちのいずれかの者(以下「Bank Pay加盟店(BP加盟店)」といいます。))に対して、当行の預金口座が登録されている日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。))所定のBank Pay決済アプリ(Bank Pay取引契約の締結に係る機能を付与されているアプリであって、機構所定の利用者の端末にインストールされたものを指し、以下「利用者アプリ」といいます。また、利用者アプリがインストールされた利用者の端末を、以下「利用者端末」といいます。))を機構所定の方法で用いることにより、当該BP加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。))について当該BP加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。))を当該利用者アプリに登録されている当行の預金口座(以下「登録預金口座」といいます。))から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。))によって支払う取引(以下「Bank Pay取引」といいます。))については、この規定により取扱います。なお、この規定に定めのない<u>その他の事項</u>については、普通預金規定、総合口座取引規定の各条項に従います。</p>	<p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちのいずれかの者(以下「Bank Pay加盟店(BP加盟店)」といいます。))に対して、当行の預金口座が登録されている日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。))所定のBank Pay決済アプリ(Bank Pay取引契約の締結に係る機能を付与されているアプリであって、機構所定の利用者の端末にインストールされたものを指し、以下「利用者アプリ」といいます。また、利用者アプリがインストールされた利用者の端末を、以下「利用者端末」といいます。))、<u>または、Bank Pay取引サイト (Bank Pay取引契約の締結に係る必要な機能を備えたウェブサイト)をいいます。以下、利用者アプリと併せて「利用者アプリ等」といいます。)</u>を当該利用者アプリ等所定の方法で操作することにより、当該BP加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。))について当該BP加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。))を当該利用者アプリ等に登録されている当行の預金口座(以下「登録預金口座」といいます。))から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。<u>以下同じとします。</u>)によって支払う取引(以下「Bank Pay取引」といいます。))については、この規定により取り扱います。なお、この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定の各条項に従います。</p>
<p>① 機構所定のBank Pay加盟店規約(以下「規約」といいます。))を承認のうえ、機構にBP直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「BP加盟店銀行」といいます。))と規約所定のBank Pay加盟店契約を締結した法人または個人(以下「BP直接加盟店」といいます。))。但し、当該Bank Pay加盟店契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP直接加盟店で利用することができない場合があります。</p>	<p>① 同左</p>
<p>②規約を承認のうえ、BP直接加盟店と規約所定のBP間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「BP間接加盟店」といいます。))。但し、規約所定の当該BP間接加盟店契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP間接加盟店で利用することができない場合があります。</p>	<p>② 同左</p>
<p>③規約を承認のうえ機構にBP任意組合として登録されBP加盟店銀行とBank Pay加盟店契約を締結した民法上の組合(以下「BP任意組合」といいます。))の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「BP組合事業加盟店」といいます。))。但し、規約所定の当該Bank Pay組合契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP組合事業加盟店で利用することができない場合があります。</p>	<p>③ 同左</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>④機構が定める提携決済事業会社の加盟店 (以下「提携BP加盟店」といいます。)) 但し、提携決済事業会社との取り決めにより、登録預金口座を、提携BP加盟店で利用することができない場合があります。</u></p>
<p>2. (利用登録の方法等)</p>	<p>2. (利用登録の方法等)</p>
<p>(1) Bank Pay取引において当行の預金口座を登録預金口座として利用するには、<u>あらかじめ利用者端末に利用者アプリをインストールのうえ、</u>当行所定の方法で利用者アプリに、口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、Bank Pay取引に用いる当行の預金口座を登録預金口座として登録する必要があります。なお、預金口座の登録およびBank Pay取引の利用は、利用者本人が自ら行うものとし、代理人その他の第三者による預金口座の登録およびBank Pay取引の利用は認められません。</p>	<p>(1) Bank Pay取引において当行の預金口座を登録預金口座として利用するには、当行所定の方法で利用者アプリ等<u>の指示に従い</u>、口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、Bank Pay取引に用いる当行の預金口座を登録預金口座として登録する必要があります。なお、<u>利用者アプリを使用する場合には、あらかじめ利用する利用者アプリを利用者端末にインストールする必要があります。</u></p>
<p></p>	<p><u>(2) 預金口座の登録およびBank Pay取引の利用は、利用者本人が自ら行うものとし、代理人その他の第三者による預金口座の登録およびBank Pay取引の利用は認められません。</u></p>
<p>(2) <u>前項</u>の手続において入力された利用者の預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等が、当行に登録されている預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等と一致した場合には、当行は入力した者を利用者本人とみなし、預金口座の登録申込み<u>及び</u>その後の当該預金口座を用いたBank Pay取引を正当なものとして取り扱います。</p>	<p><u>(3) 第1項</u>の手続において入力された利用者の預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等が、当行に登録されている預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等と一致した場合には、当行は入力した者を利用者本人とみなし、預金口座の登録申込み<u>および</u>その後の当該預金口座を用いたBank Pay取引を正当なものとして取り扱います。</p>

現行	改定後
(3) 当行が、利用者本人からの申込みとして第1項の登録の申込みを受け付けたうへは、利用者の預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があつても、それにより生じた損害については、当行が別に定める場合を除き、当行は責任を負いません。	(4) 同左
3. (免責事項) お客さま以外の第三者が、不正に取得した暗証番号等の口座情報をパーソナルコンピューター、携帯電話等の端末機から入力することによって、預金口座振替契約、Bank Pay取引その他の当行所定のサービスの利用申込み等をした場合であっても、当行が、入力された所定事項と当行に登録されている所定事項との一致を確認してこれを受け付けたうへは、当行はお客さまによる当該サービスの利用申込み等と見なして取り扱います。この場合にお客さまに生じた損害については、当行が別に定める場合を除き、当行は責任を負いません。	3. (免責事項) 同左
4. (Bank Pay取引の方法等)	4. (Bank Pay取引の方法等)
(1) Bank Pay取引を利用するときは、次の①から③までの方法のうち、BP加盟店が指定する方法によるものとします。なお、いずれの方法による場合も、BP加盟店に設置された機構所定の端末(以下「加盟店端末」といいます。)または利用者端末に表示された売買取引債務の金額を自ら確認してください。	(1) <u>利用者が</u> 、Bank Pay取引を利用するときは、次の方法のうち、BP加盟店が指定する方法によるものとします。なお、いずれの方法による場合も、 <u>Bank Pay取引の実行にあたっては</u> 、BP加盟店に設置された機構所定の端末(以下「加盟店端末」といいます。)または利用者 <u>アプリ等の画面</u> に表示される取引内容(売買取引債務の金額 <u>その他の売買取引に係る事項を</u> いいます。)を自ら確認してください。
① 利用者端末に表示されたQRコード等(BP加盟店または利用者の特定に必要な情報その他Bank Pay取引のために必要となる情報を記録したQRコード、バーコードその他の符号を言います。以下同じ。)を、BP加盟店に加盟店端末で読取らせる方法	① 同左
② 利用者端末で、加盟店端末に表示されたQRコード等を読取る方法	② 同左
③ BP加盟店に設置されているステッカーに表示されたQRコード等を利用者端末で読取る方法(利用者端末において売買取引債務の金額の入力を要する場合があります。)	③ 同左
(新設)	④ <u>その他BP加盟店所定の利用者アプリ等の指示に従う方法</u>
(2) Bank Pay取引を利用する際に、利用者アプリにおいて要求された場合には、利用者アプリにパスワード等(利用者アプリにおいてBank Pay取引の実行等に必要とされる文字列その他の情報をいいます。以下同じ。)を第三者(BP加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力等した上で、Bank Pay取引を実行してください。	(2) <u>前項の方法により</u> Bank Pay取引を <u>実行</u> する際に、利用者アプリ等において要求された場合には、利用者アプリにパスワード等(利用者アプリにおいてBank Pay取引の実行等に必要とされる文字列その他の情報をいいます。以下同じ。) <u>を入力する等、利用者アプリ等所定の方法で利用者本人による実行であることを確認するための手続</u> (以下「本人認証」といいます。)を行ってください。
(3) 預金の払戻しによる現金の取得を目的として、Bank Pay取引を行うことはできません。	(3) 同左
(4) 次の場合には、Bank Pay取引を行うことはできません。	(4) 次の場合には、Bank Pay取引を行うことはできません。
① 停電、通信障害、システム保守、故障等により利用者アプリまたは加盟店端末によるBank Pay取引の取扱いができない場合	① 停電、通信障害、システム保守、故障等により利用者アプリ等または加盟店端末によるBank Pay取引の取扱いができない場合
② 1回あたりのBank Pay取引の金額が、BP加盟店が定めた最高限度額を超える、または最低限度額に満たない場合	② 同左
③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、当該BP加盟店においてBank Pay取引によって行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合	③ 同左
④ 第1条各号の但書に定める場合	④ 同左
⑤ 1日あたりの登録預金口座の利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合	⑤ 同左
⑥ 当行所定の回数を超えて利用者アプリのパスワード等を誤って入力等した場合	⑥ 当行所定の回数を超えて利用者アプリ等 <u>の</u> パスワード等を誤って入力した場合等、 <u>第2項に定める本人認証ができない場合</u>

現行	改定後
⑦ 利用者アプリが機能していない場合	⑦ 利用者アプリ等が機能していない場合
⑧ 利用者端末の故障・破損により、利用者アプリの利用が困難な場合	⑧ 利用者端末の故障・破損により、利用者アプリ等の利用が困難な場合
⑨ 当行所定のBank Pay取引を行うことができない日または時間帯であるとき	⑨ 同左
⑩ 利用者アプリがBP加盟店の指定するものでないとき	⑩ 利用者アプリ等がBP加盟店の指定するものでないとき
(新設)	⑪ <u>登録預金口座の利用が当行によって停止されているとき</u>
(5) 当行は、利用者によるBank Pay取引の利用状況などを勘案して、必要に応じて利用者に対して、登録預金口座のキャッシュカードまたは通帳、本人確認書類の提示等を要求する場合があります。	(5) 同左
5. (Bank Pay取引契約等)	5. (Bank Pay取引契約等)
(1) 利用者アプリにおいて、利用者が前条第2項によりパスワード等を入力等し、(同項によりパスワード等の入力等を要求された場合に限り)かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「Bank Pay取引契約」といいます。)が成立するものとします。	(1) <u>前条第1項の方法によるBank Pay取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において、前条第2項により本人認証が行われ、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約(以下、「Bank Pay取引契約」といいます。)が成立するものとします。</u>
(新設)	<u>(2) 前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者がBP加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を登録預金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度BP加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP加盟店との間でBank Pay取引契約が成立するものとみなします。</u>
(2) 前項によりBank Pay取引契約が成立したときは、利用者によって次の行為がなされたものとみなします。	(3) <u>前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</u>
① 当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。	① 同左
② BP加盟店銀行、BP直接加盟店またはBP任意組合その他の機構所定の者(以下、本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。	② 同左
(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。	(4) 同左
6. (Bank Pay取引契約時の認証)	6. (Bank Pay取引契約の <u>締結</u> 時の認証)
(1) 当行は、Bank Pay取引の際、当該Bank Pay取引が利用者本人によるものであることを、次の各号に定める方法で確認します。	(1) 当行は、 <u>利用者アプリを用いて行われるBank Pay取引の際</u> 、当該Bank Pay取引が利用者本人によるものであることを、次の各号に定める方法で確認します。
① Bank Pay取引の操作等の際に入力等されたパスワード等が、あらかじめ利用者アプリにおいて設定されたパスワード等と一致することの確認	① Bank Pay取引の操作等の際に入力等されたパスワード等が、あらかじめ利用者アプリにおいて設定されたパスワード等と一致することの確認 <u>(利用者アプリで要求された場合に限り)</u> 。
② Bank Pay取引の際に使用された端末が利用者アプリに利用者本人の利用者端末として登録された端末であることの、利用者アプリ所定の方法での確認	② 同左
(2) 利用者アプリにおいてパスワード等の入力等が要求されない場合には、当行による前項の確認は、前項第2号の方法のみの確認によるものとします。	(2) <u>当行は、Bank Pay取引サイトを用いて行われるBank Pay取引の際には、当該Bank Pay取引が利用者本人によるものであることを、当該Bank Pay取引サイト所定の本人認証手続により確認します。</u>

現行	改定後
(3) 第1項または前項に基づいて利用者本人によるBank Pay取引であることを確認し、相違ないものと認めてその取扱いを行った上は、それが偽造、変造、盗用、第三者による成りすまし、その他の事故により、利用者本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取扱いします。また、そのために生じた損害については、当行が別に定める場合を除き、当行は責任を負いません。	(3) 当行が前二項に基づいて利用者本人によるBank Pay取引であることを確認し、相違ないものと認めてその取扱いを行った上は、それが偽造、変造、盗用、第三者による成りすまし、その他の事故により、利用者本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、当行が別に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
7. (パスワード等の設定・管理)	7. (利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等)
(1) パスワード等は、他人に使用されないよう管理してください。また、パスワード等に、氏名、住所、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号や文字列を使用しないでください。	(1) 利用者アプリ等の利用にあたっては、当該利用者アプリ等所定の利用規約を遵守するとともに、他人により不正にアクセスされないよう利用者アプリを管理してください。特に、パスワード等については、他人に使用されないよう管理するとともに、パスワード等に、氏名、住所、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号や文字列を使用しないでください。
(2) パスワード等が、偽造、盗難、紛失などにより他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに利用者ご本人から利用者アプリの提供者または当行に通知し、利用者アプリを用いたBank Pay取引を不能とする措置や口座の停止等の不正利用の拡大防止措置を講じてください。	(2) パスワード等の偽造、盗難、紛失その他の事由により、利用者アプリ等が他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに利用者ご本人から利用者アプリ等の提供者または当行に通知し、利用者アプリを用いたBank Pay取引を不能とする措置や口座の停止等の不正利用の拡大防止措置を講じてください。
(3) 前条第1項の場合のほか、利用者アプリ所定の操作に際してパスワード等が要求され、これに応じてパスワード等が入力等された結果、当該操作が実行された場合には、当該操作は利用者本人によるものとみなします。当該操作が第三者による不正な操作であり、それによって利用者が損害を被った場合であっても、当行が別に定める場合を除き、当行は責任を負いません。	(3) 前条第1項および第2項の場合のほか、利用者アプリ等所定の操作に際して本人認証が要求され、これに応じた本人認証を経た結果、当該利用者アプリ等において当該操作が実行された場合には、当該操作は利用者本人によるものとみなします。当該操作が第三者による不正な操作であり、それによって利用者が損害を被った場合であっても、当行が別に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
8. (預金の復元等)	8. (預金の復元等)
(1) 利用者は、Bank Pay取引により登録預金口座の預金の引落しがされたときは、Bank Pay取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてBank Pay取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、BP加盟店以外の第三者(BP加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、	(1) 同左
(2) 前項にかかわらず、利用者がBank Pay取引を行なったBP加盟店に利用者端末およびBP加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をBP加盟店経由で請求し、これを受けたBP加盟店が、所定の方法で当行に対して取消しの電文を送信し、当行が当該電文をBank Pay取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店端末または利用者端末から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。	(2) 同左
(3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、BP加盟店から現金により返金を受ける等、BP加盟店との間で解決してください。	(3) 同左
(4) Bank Pay取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過してBank Pay取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとし、	(4) 同左
9. (利用者の責任)	9. (利用者の責任)
(1) 利用者は、自らの責任でBank Pay取引を利用するものとし、Bank Pay取引に関するすべての行為およびその結果について一切の責任を負うものとし、	(1) 同左
(2) 利用者は、利用者がBank Pay取引を利用したことにより、当行が直接または間接に何らかの損害を被った場合(当行が第三者からクレームを受け、これに対応した場合を含みます。)、当行の請求にしたがって直ちにこれを補償するものとし、	(2) 同左
(3) 利用者は、Bank Pay取引を安全に利用するため、次の事項を遵守するものとし、	(3) 利用者は、Bank Pay取引を安全に利用するため、次の事項を遵守するものとし、

現行	改定後
① 利用者端末を善良な管理者の注意をもって保管し、第三者が使用することのないようにすること	① 利用者端末を善良な管理者の注意をもって保管する等、利用者アプリを第三者が使用することのないよう適切に管理すること
② 利用者アプリに登録したパスワード等その他の自らの情報を厳重に管理すること	② 利用者アプリ等に登録したパスワード等その他の自らの情報を厳重に管理すること
③ 利用者アプリおよび利用者端末のOSを常に最新の状態に保つとともに、利用者端末がコンピュータウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないよう、合理的に可能なセキュリティ対策のための措置を講じること	③ 利用者アプリのバージョンおよび利用者の使用に係る通信端末のOS、ブラウザ等を常に最新の状態に保つとともに、当該通信端末がコンピュータウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないよう、合理的に可能なセキュリティ対策のための措置を講じること
④ 機種変更等の事由により利用者端末を変更する場合や、利用者端末を処分する場合には、使用しなくなった利用者端末からの利用者アプリのアンインストールその他利用者アプリ規約所定の手続をすること	④ 利用者アプリを使用する場合において、機種変更等の事由により利用者端末を変更する場合や、利用者端末を処分する場合には、使用しなくなった利用者端末からの利用者アプリのアンインストールその他利用者アプリ規約所定の手続をすること
⑤ 利用者端末を紛失した場合、盗難等の被害を受けた場合、またはこれらのおそれがある場合には、直ちに当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対して当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うとともに、利用者アプリの提供者または当行に連絡し、Bank Pay取引の利用停止または登録預金口座の利用停止手続を行うこと	⑤ 利用者端末を紛失した場合、盗難等の被害を受けた場合、その他の事由により、不正なBank Pay取引の被害に遭うおそれがある場合には、直ちに当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対して当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うとともに、利用者アプリの提供者および当行に連絡し、Bank Pay取引の利用停止または登録預金口座の利用停止手続を行うこと
10. (Bank Pay取引の利用金額の通帳記入)	10. (Bank Pay取引の利用金額の通帳記入)
Bank Pay取引の利用に関する通帳記入は、通帳が預入払出機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口で提出された場合に行います。	同左
11. (Bank Pay取引の取扱停止等)	11. (Bank Pay取引の取扱停止等)
(1) 当行は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、Bank Pay取引の取扱の全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。	(1) 当行は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、Bank Pay取引の取扱いの全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。
(2) 当行は、Bank Pay取引に関するシステム保守等の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、当行またはBank Pay取引に関する基幹システムを提供する者の判断により、Bank Pay取引の一部または全部の取扱いを停止することができるものとします。	(2) 同左
(3) 当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。	(3) 同左
① 利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき	① 利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき
② 利用者が利用者アプリの利用に際して当行に虚偽の情報を提供したとき	② 利用者が利用者アプリの利用に際して当行に虚偽の情報を提供したとき
③ 差押、破産手続開始、民事再生手続開始の申し立てがあった場合等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき	③ 差押、破産手続開始、民事再生手続開始の申し立てがあった場合等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき
④ 利用者が換金目的でBank Pay取引を利用したとき	④ 利用者が換金目的でBank Pay取引を利用したとき
⑤ 利用者がBank Pay取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているとき又はそのおそれがあると当行が判断したとき	⑤ 利用者がBank Pay取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあると当行が判断したとき
⑥ その他、利用者によるBank Pay取引の利用状況が適当でないと当行が判断したとき	⑥ 同左
(4) 当行は、前三項に基づくBank Pay取引の取扱いの停止もしくは利用者アプリの利用停止または廃止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。	(4) 同左

現行	改定後
12. (規定の変更)	12. (規定の変更)
当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。	同左

以上

附則
この規定は、2019年11月8日から施行する。

附則
この規定は、2019年11月8日から施行する。
[\(2021年8月16日改定\)](#)

2. 「Bank Pay利用者アプリの不正利用による預金被害補償規定」 ※変更箇所は下線部分

現行	改定後
1. (補償規定の適用範囲等)	1. (補償規定の適用範囲等)
(1) この補償規定は、Bank Pay利用者アプリの不正利用により、預金に被害が発生した(当座貸越が発生した場合を含みます。以下同様とします。)場合の、個人のお客さまに対する補償(損失の負担)について定めるものです。	(1) 同左
(2) 利用者の預金に被害が発生し、当行の各種預金規定、Bank Pay取引規定およびBank Pay利用者アプリ規約により、預金の被害につき、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、利用者は補償を受けることが可能です。	(2) 同左
(3) 当行がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当該補償金は、利用者の預金の被害につき当行が負担すべき責任額に充当されるものとします。	(3) 同左
2. (Bank Pay利用者アプリの不正利用による損害等)	2. (Bank Pay利用者アプリの不正利用による損害等)
(1)利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が利用者アプリに登録されたこと、または、利用者アプリがインストールされた利用者の端末(以下「利用者端末」といいます。)を利用者が紛失もしくは盗難にあったこと(以下「盗難等」といいます。)により、第三者によって不正に行われたBank Pay取引については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 ①利用者端末の盗難等に気付いたとき(利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が利用者アプリに登録された場合にあつては、不正利用されたことに気付いたとき)に、直ちに当行への通知が行われていること ②当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること ③警察署に被害届を提出していること ④当行に対し、不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	(1)利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が利用者アプリに登録されたこと、または、利用者アプリがインストールされた利用者の端末(以下「利用者端末」といいます。)を利用者が紛失もしくは盗難にあったこと(以下「盗難等」といいます。)により、第三者によって不正に行われたBank Pay取引については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 <u>但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。</u> ①利用者端末の盗難等に気付いたとき(利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が利用者アプリに登録された場合にあつては、不正利用されたことに気付いたとき)に、直ちに当行への通知が行われていること ②当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること ③警察署に被害届を提出していること ④当行に対し、不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正利用の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。 ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび利用者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	(2) 同左
(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座に登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があった日(当該盗難等があった日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日)から、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 同左

現行	改定後
<p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。</p> <p>①当該不正利用が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。</p> <p>A. 当該不正利用が利用者の故意または重大な過失により行われたこと</p> <p>B. 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>C. 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>②不正利用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p>	(4) 同左
<p>(5) 利用者が、当該不正利用を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合は、その受けた金額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。</p>	(5) 同左
<p>(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、利用者の当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</p>	(6) 同左
<p>(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときには、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、Bank Pay利用者アプリの不正利用により不正な利益を受けた者その他の第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	(7) 同左
<p>3. (利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等)</p>	<p>3. (利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>前条の定めにかかわらず、不正利用が機構所定の仕様によるQRコード等を利用したBank Pay取引以外のものにより生じた場合は、当該不正利用の発生により利用者が生じた損害の補償については、当該利用者アプリ等の提供者との間で解決してください。なお、この場合であっても、不正利用が発生したことについて当行に連絡をしてください。</u></p>

以上

附則
この規定は、2019年11月8日から施行する。

附則
この規定は、2019年11月8日から施行する。
[\(2021年8月16日改定\)](#)